

## 別紙 9

### 宇都宮市サン・アビリティーズ消防用設備保守点検業務標準仕様書

#### 1 総 則

##### (1) 目 的

本業務は、消防用設備等の機能を最良の状態に保つための保守点検を行い、緊急事態発生時に異常無く完全に作動させることを目的とする。

##### (2) 委託名称

宇都宮市サン・アビリティーズ消防用設備保守点検業務委託

##### (3) 委託場所

ア 名 称 宇都宮市サン・アビリティーズ

イ 住 所 栃木県宇都宮市屋板町 2 5 1 番地

##### (4) 適用の範囲

本仕様書は、「宇都宮市サン・アビリティーズ消防設備保守点検業務委託」に適用する。

##### (5) 委託期間

本業務の委託期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。

#### 2 一般事項

##### (1) 提出書類

受託者は、下記書類を提出日までに委託者に提出すること。

|                      |           |           |
|----------------------|-----------|-----------|
| ア 作業工程表              | ・ ・ ・ ・ ・ | 契約後 7 日以内 |
| イ 業務主任者届             | ・ ・ ・ ・ ・ | //        |
| ウ 作業計画書（要領書）         | ・ ・ ・ ・ ・ | //        |
| エ 現場作業組織表            | ・ ・ ・ ・ ・ | //        |
| オ 緊急連絡表              | ・ ・ ・ ・ ・ | //        |
| カ 作業日報及び写真，点検業務結果報告書 | ・ ・       | 作業完了後     |
| キ その他必要な書類           | ・ ・ ・ ・ ・ | 指示による     |

##### (2) 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）第 6 条の基本方針を適用する。

##### (3) 本仕様書に記載のない事項への対応

ア 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（平成 2 5 年版）（以下「国仕様書」という。）の記載のとおりとする。

イ 本仕様書及び国仕様書に記載のない事項については、委託者と協議のうえ決定する。

(4) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。

3 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

4 保守点検

(1) 点検時期

|             |            |
|-------------|------------|
| ア 機器点検      | 6 月ごとに 1 回 |
| イ 機器点検・総合点検 | 1 年ごとに 1 回 |

(2) 点検の実施

- ア 実施日程については、事前に委託者と協議し、承諾を受けること。
- イ 点検の実施の前に、委託者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とすること。
- ウ 点検の実施に際し、施設利用者の安全に十分注意するとともに、施設の円滑な運営及び職員等の業務に支障がないよう、作業すること。
- エ 点検及び保守を行うに当たり、作業の対象及びその周辺に汚損等の損害を与えることのないよう、適切に養生すること。
- オ 業務に必要な点検用資器材は、当該事項専用の機器を使用するとともに、校正が必要な測定機器等は適正に校正を行うものとし、受注者の負担により用意すること。

(3) 業務完了の確認

作業日報及び写真、点検業務結果報告書にて行う。

(4) 業務遂行上の義務

- ア 細心の注意を払い業務に当たること。
- イ 事故のないように十分注意すること。
- ウ 点検数量に相違がある場合、関連する機器については、本業務に含むものとする。

## 5 故障等の対応

- (1) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行うこと。
- (2) 点検の結果に基づき、劣化又は異常の状態に見合った適切な措置を受注者の責任において行うものとする。ただし、劣化又は異常の状態が著しく、措置の内容が高度又は専門の技術等を要すると判断される場合は、委託者と協議すること。
- (3) 脱落、落下または転倒の恐れがある場合や、継続使用することにより、著しい損傷または関連する設備機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (4) 故障等が発生した場合は、直ちに技術者を派遣し、被害拡大の防止に必要な応急措置を講ずるとともに、必要に応じて臨時に点検を行うほか、故障等の原因を調査、報告し、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
- (5) 落下、飛散等の恐れがある場合は、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (6) 応急措置及び危険防止措置にかかる費用は、委託者との協議による。

## 6 主要整備内容又は主要対象物件

|                       |            |    |
|-----------------------|------------|----|
| ・自動火災報知設備（松下電工(株)製造   | 受第53-3-3号) |    |
| 受信機（P型2級5回線）          | 1台         |    |
| 発信機（P-1，2級）           | 4台         |    |
| 感知器（差動式スポット型）         | 19台        |    |
| 感知器（差動式分布型）           | 6台         |    |
| 感知器（定温式スポット型）         | 6台         |    |
| 感知器（煙式スポット型 光電式）      | 4台         |    |
| 感知器（弓道場移信）            | 1線         |    |
| 地区音響装置                | 4台         |    |
| ・非常警報器具設備（日本ビクター(株)製造 | EM-K80D)   | 1式 |
| ・消火器具（粉末10型加圧）        | 8本         |    |
| ・誘導灯及び誘導標識            | 10台        |    |
| ・避難口誘導灯               | 8台         |    |